

令和5年8月24日

防災地域建設委員会資料

報告事項

1. 令和5年7月8日からの大雨に係る被害状況と対応について
(防災危機管理課) ・ ・ ・ ・ ・ P 1
2. 島根原発1号機廃止措置計画(第2段階)に係る事前了解願いの提出について
(原子力安全対策課) ・ ・ ・ ・ ・ P 7

防 災 部

令和5年7月8日からの大雨に係る被害状況と対応について

1. 大雨の状況（7月7日～10日）

（1）総雨量

出雲市（大社町）320ミリ、松江市（島根町）267ミリ、益田市（匹見町）289ミリ

（2）土砂災害警戒情報

松江市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、西ノ島町、知夫村、
 隠岐の島町

（3）顕著な大雨に関する島根県気象情報（線状降水帯）

7月8日 7時39分：島根県東部

2. 被害状況

（1）人的被害

市町村名	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計
出雲市	1				1
計	1				1

（2）住家被害

（単位：棟）

市町村名	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
松江市			1		2
出雲市			1	9	69
益田市					1
大田市					3
安来市					1
雲南市			3		
吉賀町		1			
西ノ島町					2
計	0	1	5	9	78

(3) 非住家被害 (単位:棟)

市町村名	公共建物	その他 (公共建物以外)
雲南市		1
美郷町		1
計		2

(4) 避難状況

市町村名	避難所開設数 ※最大開設数	避難者数 ※最大避難者数	市町村名	避難所開設数 ※最大開設数	避難者数 ※最大避難者数
松江市	30箇所	22人	津和野町	8箇所	3人
出雲市	43箇所	125人	吉賀町	5箇所	3人
益田市	5箇所	15人	海士町	1箇所	0人
大田市	27箇所	15人	西ノ島町	4箇所	2人
江津市	5箇所	2人	知夫村	1箇所	0人
雲南市	5箇所	8人	隠岐の島町	5箇所	0人
			合計	139箇所	195人

(5) 公共土木施設被害

① 公共土木施設被害額 (8月18日時点) (単位:千円)

事業主体	被害額	内訳
県	1,792,000	河川:1,458,000、砂防:115,000、道路:219,000
市町村	828,400	河川:153,200、道路:675,200
計	2,620,400	

② 全面通行止:7月8日6時15分からの累計25路線32箇所

8月16日9時00分時点 2路線 2箇所

③ 土砂災害 :がけ崩れ67件、土石流3件、地すべり5件

(6) 農林水産関係被害 (8月18日時点)

(単位：千円)

施設名等	被災箇所数等	被害額	備考
農地・農業用施設	243箇所	397,600	
林道・治山	73箇所	388,550	
農作物等	26.2ha	22,883	
漁港	9箇所	86,000	
その他	1箇所	11,000	漂着ゴミ
計		906,033	

(7) 漂着流木等の状況

市町村名	漂着量 (m ³)
出雲市	230
計	230

(8) 自然公園施設被害

- ・大田市 1施設
- ・被害：公園脇の川法面の浸食、駐車場アスファルトの亀裂

(9) 文化・体育施設被害

- ・松江市 4施設
- ・被害：雨漏り

(10) 商工業関係施設被害

① 企業等

- ・松江市、浜田市、出雲市、大田市、安来市に所在する27事業所
- ・被害：浸水被害等

② 観光施設

- ・出雲市 2施設
- ・被害：敷地法面の崩落等

(11) 教育施設関係被害

① 県立学校

- ・出雲市 1校
- ・被害：敷地法面の崩落

② 市町村立学校

- ・雲南市 1校
- ・被害：武道場天井破損

③ 社会教育施設

- ・ 出雲市 1施設
- ・ 被害：機械室浸水

(12) 医療機関・社会福祉施設関係被害

① 医療機関

- ・ 安来市 1施設、出雲市 3施設
- ・ 被害：雨水の浸入、雨漏り、落雷による火災報知設備、通信機器等の故障など

② 高齢者施設

- ・ 出雲市 2施設
- ・ 被害：雨漏り、床下浸水

③ 障害者施設

- ・ 益田市 1施設
- ・ 被害：雨水の浸入

④ 児童福祉施設

- ・ 海士町 1施設、出雲市 3施設
- ・ 被害：雨漏り、床下浸水、敷地内コンクリート擁壁崩落など

(13) 水道関係被害

- ・ 7月9日10時30分時点 大田市五十猛町 84戸（最大戸数）断水 7月10日全戸復旧

(14) 停電

- ・ 7月9日14時時点 約300戸（8日～9日の最大戸数）7月9日全戸復旧

(15) 公共交通機関への影響

① JR（県内関係分）

- ・ 山陰本線 7月8日～ 10日 全部又は一部運転取り止め
- ・ 木次線 7月8日～ 9日 全部又は一部運転取り止め
- ・ 山口線 7月8日～ 10日 全部又は一部運転取り止め
- ・ 伯備線 [特急やくも] 7月8日～ 9日 全部又は一部運転取り止め

② 一畑電車 7月8日～ 9日 全部又は一部運転取り止め

③ 航空機

- ・ 出雲縁結び空港 7月8日～9日 一部欠航
- ・ 隠岐世界ジオパーク空港 7月8日～9日 全部又は一部欠航
- ・ 萩・石見空港 7月9日 一部欠航

3. 支援状況等

(1) 応急復旧制度等の適用

① 災害救助法

・適用日：7月8日 出雲市

② 島根県被災者生活再建支援事業

③ 激甚災害の指定（令和5年7月27日内閣府発表）

適用措置の指定（見込み）

・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(2) 相談体制の整備

① 県及び商工団体等に中小企業者等の経営全般に関する相談窓口を7月11日に設置

② 各農林水産振興センター及び隠岐支庁に農林水産関係相談窓口を7月10日に設置

(3) 中小企業者等への支援

中小企業制度融資「災害復旧資金」

・災害による直接被害や、売上減少等の間接的な被害を受けた中小企業者等が復旧等に必要な資金が必要な場合に低利で融資

(4) 住宅に関する支援（県営住宅の提供）

家賃、駐車場使用料の全額免除等（提供可能戸数：5戸）

(5) 県税の特例

県ホームページ等で制度を周知

(6) 義援金の状況

2,242,057円（8月17日までの累計）

（内訳） 島根県 1,473,077円

島根県共同募金会 385,680円

日本赤十字社島根県支部 383,300円

受付期間：令和5年7月20日～8月31日

(7) 専決予算の概要

① 専決処分日

令和5年7月28日

② 防災部の補正予算額

12,200千円

③ 補正項目（単位：千円）

事業名	予算額	説明	所管課																						
被災者生活 再建支援事 業	12,200	被災世帯に住宅の補修等に係る支援 金を支給した市町村に対し、当該支援 金の一部を支援	防災危機管理 課																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象被災世帯</th> <th rowspan="2">損害基準判定</th> <th rowspan="2">対象世帯への 最大支援額</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> [国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 （市町村負担無し） </td> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>50%以上</td> <td>300万円</td> <td rowspan="2"> [国制度に該当しない場合（県単独制度を適用）] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 （中規模半壊は実費の範囲内） </td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>40%以上 50%未満</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>30%以上 40%未満</td> <td>100万円</td> <td rowspan="3"> 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 </td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>20%以上 30%未満</td> <td>100万円 （実費の範囲内）</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>10%以上 20%未満</td> <td>40万円 （実費の範囲内）</td> </tr> </tbody> </table>				対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への 最大支援額	負担割合	[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 （市町村負担無し）	全壊	50%以上	300万円	[国制度に該当しない場合（県単独制度を適用）] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 （中規模半壊は実費の範囲内）	大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円	中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10	半壊	20%以上 30%未満	100万円 （実費の範囲内）	準半壊	10%以上 20%未満	40万円 （実費の範囲内）
対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への 最大支援額	負担割合																						
			[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 （市町村負担無し）																						
全壊	50%以上	300万円	[国制度に該当しない場合（県単独制度を適用）] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 （中規模半壊は実費の範囲内）																						
大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円																							
中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10																						
半壊	20%以上 30%未満	100万円 （実費の範囲内）																							
準半壊	10%以上 20%未満	40万円 （実費の範囲内）																							
<p>※単身世帯の支援額は上記の額に3/4を乗じて得た額</p> <p>※被災者生活再建支援法人からの支援金の財源は、国1/2、基金（全都道府県からの拠出金）1/2</p> <p>※全市町村負担4/10の財源は、公益財団法人島根県市町村振興協会の助成金を充当</p>																									

島根原発 1 号機廃止措置計画（第 2 段階）に係る 事前了解願いの提出について

1. 主な経過

- 平成 29 年 4 月 19 日 原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
7 月 11 日 中国電力(株)へ廃止措置の実施を了解する旨回答
7 月 28 日 中国電力(株)が廃止措置を開始
令和 4 年 3 月 29 日 中国電力(株)が廃止措置計画第 1 段階の 1 年延長を届出
令和 5 年 8 月 8 日 中国電力(株)が廃止措置計画（第 2 段階）に係る事前了解願いを県及び松江市に提出

2. 変更認可申請書（案）の概要

- (1) 廃止措置工程の見直し
廃止措置工程の第 2・第 4 段階を見直し、終了時期を 2045 年度から 2049 年度に変更
- (2) 第 2 段階に行う具体的な事項の反映
- ① 汚染状況の調査
第 3 段階以降に解体撤去を行う原子炉本体等について、引き続き汚染状況調査を実施
 - ② 核燃料物質による汚染の除去
解体撤去等における放射線業務従事者の被ばく低減のため、必要に応じ配管等の除染を実施
 - ③ 原子炉本体周辺設備の解体撤去
供用を終了した設備のうち、放射線管理区域内における原子炉本体以外の設備（タービン設備等）の解体撤去に着手
 - ④ 放射性廃棄物の処理処分
解体撤去物は建物内の保管エリア等に保管の上で処理を行い、放射性物質として扱う必要のないものにできないと判断したものは、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管

3. 県の対応

- (1) 計画を了解するかどうかの判断は、安全協定の通常の運用に従い、中国電力が申請をする前に行う考え
- (2) 判断にあたっては、中国電力から計画の内容について説明を受け、県議会をはじめ、県の安全対策協議会、原子力安全顧問、関係自治体などの意見を聴取

(別紙) 廃止措置の工程

第1段階 (約6年→約7年)	第2段階 (約7年→約12年)	第3段階 (約8年)	第4段階 (約8年→約6年)
2017～2022年度 ↓ 2017～2023年度	2023～2029年度 ↓ 2024～2035年度	2030～2037年度 ↓ 2036～2043年度	2038～2045年度 ↓ 2044～2049年度
解体工事 準備期間	原子炉本体周辺設 備等解体撤去期間	原子炉本体等 解体撤去期間	建物等 解体撤去期間
安全貯蔵		原子炉本体の 解体撤去	建物等の解体撤去
		放射線管理区域内の設備 (原子炉本体以外)の解体撤去	
燃料搬出・譲渡し			
汚染状況の調査			
汚染の除去			
放射線管理区域外の設備の解体撤去			
放射性廃棄物の処理処分			